



V 法令の届出状況



V 法令の届出状況

1. 大気

大気汚染防止法に基づく業種別設置状況

(令和5年3月31日現在)

産業区分名	施設数		
	工場	事業場	合計
A 飲食店、宿泊業		6	6
B 医療業、教育学術研究機関		25	25
C 浴場業		5	5
D 洗濯業			
E 廃棄物処理業		3	3
F 農業、漁業			
G 鉱業			
H 建設業			
I 電気業	2	1	3
J ガス業			
K 熱供給業	1		1
L ビル暖房、その他事業場		55	55
M 食料品製造業	10		10
N 繊維工業			
O 木材・木製品製造業			
P パルプ・紙・紙加工品製造工業	5		5
Q 化学工業	2		2
R 石油製品・石炭製品製造業	4		4
S ゴム製品・革製品製造業	1		1
T 窯業・土石製品製造業	1		1
U 鉄鋼業	5		5
V 非鉄金属製造業	2		2
W 金属製品製造業			
X 機械機具等製造業	1		1
Y その他の製造業	2		2
Z 運送・通信業		15	15
計	36	110	146

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

(令和5年3月31日現在)

施 設 の 種 類	施 設 数		
	工 場	事業場	合 計
1 ボイラー	69	82	151
5 金属の精錬等の用に供する溶解炉	6		6
6 金属の鍛造等の用に供する加熱炉	16		16
9 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	2		2
10 食料品等の製造の用に供する直火炉	2		2
11 乾燥炉	16		16
12 製鉄等の用に供する電気炉	2		2
13 廃棄物焼却炉		7	7
14 鉛の精錬の用に供する溶解炉	1		1
24 鉛の第二次精錬等の用に供する溶解炉	5		5
29 ガスタービン	3	15	18
30 ディーゼル機関	2	98	100
31 ガス機関	6		6
施 設 数 計	130	202	332
事 業 所 数	36	110	146

環境保全条例に基づくばい煙に係る特定施設設置状況

(令和5年3月31日現在)

施 設 の 種 類	施 設 数
1 ボイラー	42
2 廃棄物焼却炉	5
施 設 数 計	47
事 業 所 数	38

大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況 (令和5年3月31日現在)

施 設 の 種 類	施 設 数		
	工 場	事業場	合 計
2 堆積場	12	1	13
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア	46		46
4 破砕機及び摩砕機	11		11
5 ふるい	15		15
施 設 数 計	84	1	85
事 業 所 数	10	1	11

環境保全条例に基づく粉じんに係る特定施設設置状況

(令和5年3月31日現在)

施 設 の 種 類	施 設 数
1 堆積場	7
2 破砕機及び摩砕機	3
3 ふるい	8
施 設 数 計	18
事 業 所 数	10

大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況（令和5年3月31日現在）

施 設 の 種 類	施設数	事業所数
3 塗装の用に供する乾燥施設	4	2
4 包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	4	1
6 印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	9	2
7 印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	7	1
計	24	5※

※「塗装の用に供する乾燥施設」と「印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）」を併せて設置している事業所がある。

大気汚染防止法及び市条例に基づく届出件数（令和4年度届出分）

法令	設置	構造等変更	使用	廃止	承継	氏名等の変更
法（ばい煙）	1	1	0	6	1	20
法（粉じん）	0	0	0	0	0	
法（VOC）	0	0	0	0	0	
法（水銀）	0	0	0	0	0	
条例	0	1	3	1	0	4

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数（令和4年度届出分）

施行規則 別表第七 の項番号	作業の種類	特定粉じん排出等 作業実届出件数	特定建築材料の種類			
			吹付け 石綿	断熱材	保温材	耐火 被覆材
1	解体作業	6※	2	4	0	1
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業	0	0	0	0	0
5	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0		0	0	0
6	改造・補修作業	6	5	0	0	1
計		12	7	4	0	2

※ 吹付け石綿と断熱材の両方を除去する届出があった。

2. 水質

水質汚濁防止法及び湖沼法に係る特定事業場等の業種・施設別内訳

(令和5年3月31日現在)

特定施設 番号	業種・施設名	総数		下水道接続等			日平均排水量 30 ㎡未満のもの		日平均排水量 30 ㎡以上のもの	
			うち有害 物質使 用事業 場		うち有害 物質使 用事業 場	うち 5 条 3 項の有害 物質事業 場		うち有害 物質使 用事業 場		うち有害 物質使 用事業 場
1-2	豚房・牛房・馬房	1					1			
2	畜産食料品	6	1	4					2	1
3	水産食料品	9		8			1			
8	粗製あん沈でんそう	1		1						
10	飲料	3	1	2	1		1			
12	動植物油脂	1							1	
16	めん類	2					2			
17	豆腐	13		3			10			
18-2	冷凍調理食品	5		3					2	
23-2	印刷・製版	4		2			1		1	
27	無機化学工業	1					1			
53	ガラス製品	1					1			
55	生コンクリート	4					4			
61	鉄鋼	2							2	
63	金属製品	3	1				3	1		
65	酸・アルカリ表面処理施設	4	1				3		1	1
66	電気メッキ施設	2	1	2	1					
66-3	旅館	10		1			7		2	
66-5	弁当製造業	9		9						
66-6	飲食店	4		3			1			
67	洗濯業	47	5	23	3	3	23	2	1	
68	写真現像	3	2	3	2	2				
68-2	病院	5		3					2	
69-2	地方卸売市場	1		1						
70-2	自動車分解整備	1					1			
71	自動式車両洗浄施設	59		24			35			
71-2	試験・研究機関	14	10	5	5	2	7	3	2	2
71-3	一般廃棄物処理施設	2	1	1					1	1
71-4	産業廃棄物処理施設	1							1	
71-5	トリクロエチレン等による洗浄施設	2	2				1	1	1	1
72	し尿処理施設	20					4		16	
73	下水道終末処理施設	2							2	
74	共同排水処理施設	1							1	
指特	指定地域特定施設	49					16		33	
みなし-2	し尿浄化槽	16					3		13	
貯	有害物質貯蔵指定施設	2	2	2	2					
計		310	27	100	14	7	126	7	84	6
特定事業場のうち有害物質貯蔵指定施設を 設置している事業場		5	5						5	5

※ 貯は「有害物質貯蔵指定施設」のみを有する事業場を示す。

水質汚濁防止法及び湖沼法に係る特定事業場等の流域・排水量別内訳

(令和5年3月31日現在)

日平均 排水量 (m ³ /日)	総 数			30m ³ 未満			30～50m ³ 未満			50～500m ³ 未満			500～5000m ³ 未満			5000m ³ 以上		
	有害 物質 に係 るも の	し尿 処理 施設		有害 物質 に係 るも の	し尿 処理 施設		有害 物質 に係 るも の	し尿 処理 施設		有害 物質 に係 るも の	し尿 処理 施設		有害 物質 に係 るも の	し尿 処理 施設		有害 物質 に係 るも の	し尿 処理 施設	
流域名																		
東京湾	33	3	8	20	2	4	4		3	3		1	3	1		3		
海老川	52	1	25	32	1	8	10		9	10		8						
長津川	13	1	3	12	1	2				1		1						
真間川	45		27	24		6	6		6	15		15						
桑納川	22	1	11 (8)	11	1	2 (2)	5		4 (4)	6		5 (2)						
二重川	12	3	5 (4)	5	1		2		2 (2)	5	2	3 (2)						
神崎川	8	1	5 (4)	2		1 (1)				5	1	3 (3)	1		1			
花見川	7	2		5			1	1					1	1				
菊田川	1			1														
二俣川	5		1	2						1		1	1			1		
高瀬川	5			5														
その他	7	1		7	1													
下水道接続等	100	14		100	14													
計	310	27	85 (16)	226	21	23 (3)	28	1	24 (6)	46	3	37 (7)	6	2	1	4		

※ ()内の数値は、内数で湖沼法に係るみなし浄化槽数。

総量規制に係る特定事業場の流域・排水量別内訳

(令和5年3月31日現在)

日平均排水量 (m ³ /日)	総 数		50～100m ³ 未満		100～200m ³ 未満		200～400m ³ 未満		400m ³ 以上	
		し尿処理施設		し尿処理施設		し尿処理施設		し尿処理施設		し尿処理施設
流域名										
東京湾	9	1	1	1	1				7	
海老川	10	8	8	7	1	1			1	
長津川	1	1			1	1				
真間川	12	12	5	5	6	6	1	1		
花見川	1								1	
菊田川										
二俣川	3	1					1	1	2	
高瀬川										
その他										
計	36	23	14	13	9	8	2	2	11	

湖沼法にかかる事業場数(1)

(令和5年3月31日現在)

みなし特定事業場	総 数	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上
病院(ベット数 120 床以上 299 床以下)	0	0	0
し尿浄化槽(201 人以上 500 人以下)	16	9	7

※ し尿浄化槽(50m³/日以上)の内訳は地方公共団体が設置しているものは3基、民間が設置しているものは4基ある。

湖沼法にかかる事業場数(2)

(令和5年3月31日現在)

指 定 施 設	総 数
1-イ 豚房施設(40m ² 以上 50m ² 未満)	0
ロ 牛房施設(160m ² 以上 200m ² 未満)	0
ハ 馬房施設(400m ² 以上 500m ² 未満)	0
2 こいの養殖施設(500m ² 以上)	0

湖沼法にかかる事業場数(3)

(令和5年3月31日現在)

準用指定施設(排水水の無い特定施設)	総 数
1 の 2 のイ 豚房施設(50m ² 以上)	0
ロ 牛房施設(200m ² 以上)	0
ハ 馬房施設(500m ² 以上)	0

湖沼特定事業場の業種・施設内訳

(令和5年3月31日現在)

特定施設番号	業 種 ・ 施 設 名	総 数
67	洗濯業	1
68-2	病院	1
71-2	試験・研究用施設	2
71-3	一般廃棄物処理施設	1
72	し尿処理施設	5
みなし-2	し尿浄化槽	7
計		17

※ 湖沼特定事業場とは、指定地域内で水質汚濁防止法若しくは湖沼法の特定施設を有し、排水量 50m³/日以上の実業場。

市環境保全条例に係る工場等の業種・施設別内訳

(令和5年3月31日現在)

施設番号	業 種 ・ 施 設 名	総数	日 平 均 排 水 量 30m ³ 未 満 の も の	日 平 均 排 水 量 30m ³ 以 上 の も の
			有害物質 に係るもの	有害物質 に係るもの
1	油缶・空き缶の再生業	0	0	0
2	ばい煙等の湿式処理施設	0	0	0
3	牛房・馬房・鶏舎	2	2	0
4	ちゅう房施設	6	1	5
計		8	8	3

市環境保全条例に係る工場等の
流域・排水量内訳

(令和5年3月31日現在)

流 域 名	総数	日 平 均 排 水 量 30m ³ 未 満 の も の	日 平 均 排 水 量 30m ³ 以 上 の も の
		有害物質 に係るもの	有害物質 に係るもの
二重川	0	0	0
神崎川	2	0	2
桑納川	5	2	3
農地還元	1	1	0
計	8	3	5

水質汚濁防止法及び湖沼法に基づく届出件数

(令和4年度届出分)

設置 (第5条)	使用 (第6条)	構造等の変更 (第7条)	氏名等の変更 (第10条)	使用廃止 (第10条)	承継 (第11条)	計
22	0	7	30	25	5	89

市環境保全条例に基づく(水質汚濁)届出件数

(令和4年度届出分)

設置 (第41条)	使用 (第42条)	構造等の変更 (第43条)	氏名等の変更 (第46条)	使用廃止 (第46条)	承継 (第47条)	計
0	0	0	0	0	0	0

県環境保全条例による揚水施設設置 事業場数及び施設数

(令和5年3月31日現在)

事業場数	施設数
31	45

市環境保全条例による揚水施設設置 事業場数及び施設数

(令和5年3月31日現在)

事業場数	施設数
47	58

県環境保全条例に基づく(揚水施設)申請・届出件数

(令和4年度届出分)

許可申請 (第40条)	許可条件の 変更	使用 (第42条第3項)	氏名等の変更 (第43条)	承継 (第44条)	廃止 (第45条)	計
1	0	0	8	0	2	11

市環境保全条例に基づく(揚水施設)届出件数

(令和4年度届出分)

設置 (第54条)	使用 (第55条)	構造等の変更 (第56条)	氏名等の変更 (第59条)	使用廃止 (第59条)	承継 (第60条)	計
0	0	0	6	1	0	7

3. 土壌

土壌汚染対策法の施行状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
法第3条による調査結果報告件数 (有害物質使用特定施設の使用の廃止時に係る調査義務)	1	1	1	0	3	0	0	0	0	1
法第4条第1項による一定規模以上の土地の 形質の変更届出件数	30	17	31	18	31	25	24	26	40	44
法第4条第3項による調査結果報告件数 (一定規模以上の土地の形質の変更の届出に 係る調査命令)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第5条による調査結果報告件数 (健康被害の生ずるおそれに係る調査命令)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条による指定の申請件数 (自主調査において土壌汚染が判明した場合に 土地所有者等が区域の指定を申請)	1	1	1	4	5	0	0	2	0	0
要措置区域の指定件数	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0
形質変更時要届出区域の指定件数	1	3	2	3	6	2	0	5	0	0
区域指定の解除件数	0	3	0	3	5	4	1	4	0	1

※ 土壌汚染対策法は平成29年5月に改正法が成立し、平成30年及び平成31年4月に改正された法律が施行されています。

4. ダイオキシン

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置状況

(令和5年3月31日現在)

施設等の種類			届出等の区分	事業場数	施設数
大気基準適用施設	製鋼用電気炉			1	1
	アルミニウム合金製造施設	焙 焼 炉			
		溶 解 炉			
		乾 燥 炉			
	廃棄物焼却炉	4t/h 以上	8		8
		2t/h 以上～4t/h 未満			
		200kg/h 以上～2t/h 未満			1
		100kg/h 以上～200kg/h 未満			2
		50kg/h 以上～100kg/h 未満			2
50kg/h 未満(0.5m ³ 以上)					
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設		2	2	
	下水道終末処理場		1	1	
計			10 [*]	17	

※大気基準適用施設と水質基準適用施設を有する事業場が存在する。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(令和4年度届出分)

設置 (第 12 条)	変更 (第 14 条)	使用 (第 13 条)	氏名等の変更 (第 18 条)	使用廃止 (第 18 条)	承継 (第 19 条)	計
0	0	0	0	0	0	0

5. 騒音・振動

(1) 特定施設

騒音規制法に基づく特定施設の設置状況

(令和5年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	39	463
空気圧縮機(送風機)	314	3,215
土石用破砕機等(粉碎機)	11	88
建設用資材製造機械	7	8
穀物用製粉機	1	3
木材加工機械	4	10
印刷機械	15	131
合成樹脂用射出成形機	9	80
鋳造型機	1	2
計		4000

市条例に基づく特定施設(騒音)の設置状況

(令和5年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	22	231
圧縮機、送風機	327	2,080
粉碎機	13	27
建設用資材製造機械	2	2
木材加工機械	7	13
印刷機械	1	4
計		2,357

騒音規制法・市条例(騒音)に基づく届出件数

(令和4年度届出分)

届出の種類	設置届出	使用全廃止届出	数変更届出	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	計
騒音規制法	5	4	3	1	35	3	51
市 条 例	12	1	6	0	9	2	30

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

(令和5年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	26	232
圧縮機	67	202
破砕機等	3	8
印刷機械	9	53
ゴム練用等のロール機	2	7
合成樹脂用射出成形機	4	66
鋳造型機	1	4
計		572

市条例に基づく特定施設(振動)の設置状況

(令和5年3月31日現在)

施設の種類	工場等	施設
金属加工機械	21	301
圧縮機	413	4,053
粉碎機	26	136
印刷機械	5	18
合成樹脂用射出成形機	2	9
計		4,517

振動規制法・市条例(振動)に基づく届出件数

(令和4年度届出分)

届出の種類	設置届出	使用全廃止届出	数変更届出	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	計
振動規制法	1	2	2	1	8	0	14
市 条 例	19	3	13	0	28	5	68

(2)特定建設作業

特定建設作業実施届出件数

(令和4年度届出分)

特 定 建 設 作 業 の 種 類	騒音規制法	振動規制法	市 条 例
1.くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	12	9	6
2.びょう打機(インパクトレンチ)を使用する作業	1	－	55
3.さく岩機を使用する作業	502	－	7
4.空気圧縮機を使用する作業	13	－	0
5.コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	－	0
6.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	－	0	0
7.舗装版破碎機を使用する作業	－	4	2
8.ブレーカーを使用する作業	－	360	22
9-1.バックホウを使用する作業	37	－	1,504
9-2.トラクターショベルを使用する作業	0	－	
9-3.ブルドーザーを使用する作業	4	－	
9-4.その他の整地機又は掘削機を使用する作業	－	－	
10.振動ローラーを使用する作業	－	－	418
計	529	364	1,516